弁護士との法律顧問契約について

JTB グループ労働組合連合会では、以下の目的に沿って、弁護士との法律顧問契約を締結しています。 連合会会員の皆様についても利用可能となっておりますので、以下内容をご参照の上、ご活用ください。

1. 目的

- (1) グループ内の経営体制再編への対応やコンプライアンスに関連する諸問題への対応にむけて、より迅速に専門的な見地からの助言を求める体制を整備する。
- (2)組合員の法律相談および労働関係事件等への対応力向上を図り、組合員のセーフティーネットを強化する。

2. 契約内容

(1) 契約弁護士

東京共同法律事務所 所属 宮里 邦雄 氏 木下 徹郎 氏中川 亮 氏

(2) 契約内容

- ①労使関係上の諸問題についての法律相談および法律上の助言
- ②労働関係事件の受任
- ③組合員の法律相談および労働関係事件、一般民事事件等の受任
- ④連合会主催の学習会・講演会での講師
- ⑤その他連合会において委嘱した事項
- (3) 契約期間

2019年7月1日~2020年6月30日

(4) 相談連絡先

東京共同法律事務所

電話: 03-3341-3133

受付時間:平日 9時~18時

(5) その他

利用に際しては上記連絡先へ連絡の上、JTB グループ労働組合連合会の組合員である旨をお申し出ください。